

平成 15 年 10 月 27 日

入院対象者の病院内外業務への従事及びその報道に関する見解

社団法人 日本作業療法士協会
会長 杉原 素子

平成 15 年 8 月 19 日及び 20 日、福島県保原町の「医療法人 湖山荘 福島松ヶ丘病院（山本俊昭院長）」において、入院している対象者に対して病院内外の清掃業務を、「リハビリとして」あるいは「作業療法と称して」、「社会復帰の訓練の一環として」させていたとの報道があった。

社団法人 日本作業療法士協会は、本件に関して、医療法人湖山荘 福島松ヶ丘病院に対して事実や状況を確認するため、株式会社 福島民報社、福島民友新聞社、読売新聞社 福島支局、朝日新聞社 福島支局に対して状況の確認や作業療法に関する説明を行うために連絡を取った。また、福島県に対しては、福島県作業療法士会が事実及び状況の確認等を行った。

当協会は、上述した事実や状況を確認するための連絡結果内容を踏まえ、障害者に対するリハビリテーションの視点から、さまざまな障害者の生活自立及び生活支援活動を通して、精神科医療の質的向上を目指す立場から、対象者の人権への配慮と適切な治療環境のもとで作業療法が実施されることへの理解を求める。

記

1. 精神障害に対する作業療法について

精神障害に対する作業療法は、精神科専門療法の 1 つであり、身体障害、発達障害、老年期障害に対する作業療法と原理的には同じであって、対象者本人の同意のもと、医師の処方、対象者の適切な評価、作業療法計画の立案、作業療法の実施という手続きで行われる治療・援助である。また、これらの手続き経過に、作業療法士の適切な関与が必要である。

2. 入院している対象者を病院内業務等に従事させることについて

1. 項で述べた観点から、治療を受けるために入院している対象者を病院内業務等に従事させることは、作業療法やリハビリテーションとは言い難く、むしろ使役と考えられる。そして、この行為は精神障害者に対する人権侵害にあたりと考えられる。

以上